

呉市建設工事請負代金中間前金払実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市が発注する公共工事のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、測量、調査及び監理並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。）における、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、請負代金額の4割を超えない範囲内で既に支払った前金払に追加して、請負代金額の2割を超えない範囲に限り前金払（以下「中間前金払」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) その1件の予定価格が200万円以上であること。
- (2) 既に呉市建設工事執行規則（以下「規則」という。）第43条第1項に規定する前払金（4割）を支出していること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第3条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払の制限)

第4条 市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前金払に係る認定)

第5条 市長は、受注者から中間前金払に係る「中間前金払認定請求書」（様式第1号）が提出されたときは、第2条第1号から第5号までに掲げる要件の全てに該当するものであるかどうか確認の上認定するものとする。なお、認定請求書には、「工事履行報告書」（様式第2号）を添付させるものとする。

2 市長は、前項の認定に当たりその進ちよく額について認定しようとするときは、工事履行報告書等の資料（以下「認定資料」という。）により行うことができるものとする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進ちよく額として認定することができるものとする。

3 市長は、前2項による認定の結果、妥当と認めるときは、「認定調書」（様式第3号）を作成し受注者に交付し、その写しを保管するものとする。

（認定の期間に係る取扱い）

第6条 規則第43条第3項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に認定結果の通知を行うものとする。

（中間前払金の請求手続）

第7条 中間前払金の請求は、第5条による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を呉市に提出させたうえで行わせるものとする。なお、請求時には、請求書及び呉市建設工事監督要領第21条に係る「前払・部分払の請求について」を添付させるものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

第8条 単年度工事は中間前金払のみの取扱いとし、複数年工事において部分払を認められた工事については、中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、契約時、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（様式第4号）を契約の相手方から提出させる方法により確認するものとし、その選択については、その後において変更することはできないものとする。

（2年度以上にわたる工事の中間前金払）

第9条 2年度以上にわたる工事で、年度ごとに出来高予定額を定めた場合については、第3条の「請負代金額」を「各年度の出来高予定額」と読み替えて、各年度において中間前払金を支払うことができる。この場合、第2条第3号及び第4号中「工期の2分の1」とあるのは、「各年度の工事実施期間の2分の1」と、同条第5号中「請負代金額の2分の1」とあるのは、「各年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて適用するものとする。

2 前項の規定により2年度以上にわたる工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る各年度末の部分払及び次年度に繰り越しに係る工事における年度末の部分払については、各年度の出来高に対して部分払をすることができる。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

別紙のとおり認定調書を発行してよろしいですか。

契 約 課				
受付及び 前払金確認	主 査	課長補佐	課 長	公 印
請求受付日		年 月 日		
認定書発行日		年 月 日		

中間前金払認定請求書

年 月 日

呉 市 長 様

受注者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

下記の工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	金 円 (出来高予定額) 年度 金 円 年度 金 円
前払金領収済額	金 円

- (注) 1 認定資料として、工事履行報告書(様式第2号)を添付すること。
 2 複数年にわたる工事の契約の場合は、各年度の出来高予定額を記入すること。

呉市長様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工事履行報告書（中間前払金申請用）

工事名			
工事場所			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日付	年 月 日現在	工期の中間日	年 月 日
月 別	進 捗 率		備 考
	予定工程% ※()	実施工程% ※	
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
(記事欄)			

※ 予定工程は完成月，実施工程は当該報告月までの出来高比率の累計を記入

※ () は工程変更後

----- 以下 工事担当課記入 -----

上記について確認しました。

チェック

- ① 工期の2分の1を経過した報告である。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。
- ③ 実施済の作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上である。

年 月 日
工事担当課

課

監督員	専門員	課長補佐	課長

認定調書
(中間前払金請求用)

受注者	住所 商号 代表者
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
<p>上記の工事についてその進捗額を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>呉市長 新原 芳明 印 (財務部契約課)</p>	

(第8条関係)

様式第4号

年 月 日

呉市長様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

下記の工事については、
中間前金払
部 分 払
を選択します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金額

円

4 契約年月日

年 月 日

5 工 期

年 月 日から

年 月 日まで

- 注) 1 契約締結前に中間前金払か部分払かどちらか一方を選択してください。
2 契約締結後に当初の選択を変更することはできません。
3 単年度工事においては、中間前金払のみとなります。